

生乳取引のあり方についての考え方

〔平成12年11月
乳製品・加工原料乳制度等検討委員会報告〕

I 基本的考え方

加工原料乳の価格形成については、制度改正により基準取引価格等が廃止され、指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）と乳業者との相対取引に委ねられることとなる。このような新制度への移行に際して、「新たな酪農・乳業対策大綱」（平成11年3月）においては、指定団体の広域化を踏まえ、需給事情の適切な反映、生産者の経営の安定及び所得の確保を図る観点から、入札等の市場取引の導入や相対取引のルール化等透明性の高い公正かつ適正な生乳取引について検討を行うこととされた。

この生乳取引のあり方を検討するに当たっては、次のような視点を踏まえる必要がある。

- ① 生産者補給金の交付対象となる加工原料乳の取引について、「再生産を確保することを旨として」という生産者補給金単価の規定ぶりを踏まえ、取引当事者による全く自由な交渉に委ねるのではなく、何らかの枠組みを設けることについて生産者と乳業者による合意形成を図るべきである。
- ② 生乳取引における加工向け取引と飲用向け取引との区別を明確にするため、飲用向け生乳及び加工原料乳について、それぞれの特性を踏まえた区別を明確にするルールを設けるべきである。
- ③ 生乳取引全体について、客観的な需給状況を的確に反映した価格形成が行われるという観点からの透明性の確保、取引内容についての国民へのアカウンタビリティ（説明責任）を明確にすべきである。

なお、その検討に当たっては、生乳及び牛乳・乳製品の市場動向に留意しつつ、我が国の生産者と乳業者が将来的にいかにして共存共栄を図っていくかとの共通の視点が必要である。そのためにも、生乳取引の改善方向について、全国の酪農・乳業関係者の理解と納得が得られ、その実現に向けて一体となった取組がなされるよう配慮しながら具体化を図っていくことが重要である。

II Iを踏まえた生乳取引の方法

農産物の取引方法としては、せり取引、入札取引及び相対取引が採用されているが、生乳取引については、現物取引でないこと、産地や品質に基づく価格差がほとんどないこと等から、我が国をはじめ各国における生乳取引は太宗が相対取引により、また、極く一部が入札取引により行われている。

この入札取引及び相対取引について、現状においては次のように評価することができる。

1 入札取引

例えば、自主流通米において行われているような入札取引は、市場実勢がより直接的に反映される取引方法として優れている。

その長所としては、

- ① 生乳や牛乳・乳製品の需給動向をより直接的に反映して価格形成がなされているという経済的な合理性
- ② 取引価格の公表
- ③ 経済的要素以外の価格への影響要因の排除が可能という公正性・適正性の確保

が挙げられる。

一方、短所としては、

- ① 需給変動に合わせた短期的な生乳生産の増減が困難であり、また生乳としての保存が困難であるという特性がある中で、乳業者が必要量のみを入札取引する傾向が強まる結果として、生乳の府需要期における余乳の発生及び価格の低下が懸念されるという取引の不安定性
- ② また、乳業者にとっても、必要な生乳が安定的に供給されないことによる経営的な不安定性が高まるおそれ
- ③ 生乳の生産費を考慮した取引の困難性
- ④ ①から③のこともあり、何よりも、取引当事者にとって馴染みがないこと

等が考えられる。

2 相対取引

我が国における飲用向け生乳、加工原料乳等のすべての生乳取引は、相対取引により行われている。

その長所としては、

- ① 生産者側にとって、乳業者が季節変動等に関わらず一定量を受乳することにより、不需要期における余乳の引受け等取引及び価格の安定性の確保
- ② 乳業者にとっても、必要な生乳の安定的な確保による経営の安定
- ③ 生乳の生産費を考慮した取引が可能

等が挙げられる。

一方、短所としては、入札取引の長所の裏返しとして、相対で取引に係る意志決定をするだけに、経済的合理性、透明性、公正性・適正性等についての問題点が指摘されている。しかしながら、生産者及び乳業者双方にとって生乳の需給及び価格の安定が図られるという長所を踏まえ、相対取引は、我が国をはじめ世界各国で生乳取引に採用されている。

3 入札取引及び相対取引の比較

このように、生乳の需給動向をより直接的に反映した取引方法という観点からは、入札取引の方が優れていると考えられる。

しかし、現実の生乳取引についてどうかといえ、1に掲げる入札取引の短所に加え、

- ① 生乳は産地や品質に基づく価格差が小さい上に、現在の指定団体による乳価プール制度の下では、これらに基づく差別化販売が行いにくいという特性があること
- ② 既に実施されている乳製品の入札取引における価格を介して、需給動向を生乳価格に反映させることが可能であり、米国等においても同様の手法が採用されていること
- ③ 英国等で実施されている入札取引の現状、問題点等を十分検討する必要があること

等、実態面からも、その期待される効果の面からも困難な点が多い。

一方、相対取引については、生産者及び乳業者双方にとっての生乳需給・価格の安定の確保、生乳生産の安定的拡大、酪農経営の安定等の観点からは、入札取引よりも優れている。

したがって、生乳取引について現在直ちに入札取引を導入することは、困難であり、更なる検討を要すると考えられることから、生乳取引の基本は相対取引としつつ、相対取引当事者の意志決定に影響を及ぼす要素（需給事情、価格等）をできるだけ客観化し、公表すること等により、国民の誰もが同じ情報と認識を持てるようにするなど、透明性についてできるだけの改善を行っていくことが適当と判断される。

Ⅲ 生乳取引への入札の導入の検討

生乳取引への入札の導入については、過去に検討され、当時の太宗の意見では生乳取引の実態には馴染まないと言われた経緯がある。しかし、生乳取引の一部について、相対取引を補完するとの観点又は相対取引が有効に機能しない場合の代替手法を整備するという観点からは、入札導入の意義も否定しえない。

具体的な入札取引の手法としては、生乳取引の安定性、乳業工場の稼働率等を考慮し、

- ① 加工原料乳の一部についての入札
 - ② 飲用向け広域流通生乳の一部についての入札
 - ③ 販売不可能乳（余乳）についてのスポット入札
- が考えられる。

しかしながら、②においては主に需給調整を目的とした広域流通生乳であり、飲用乳地域において生産される生乳が対象となるものではないこと、また、③については当面買い手のつかない余剰生乳であることから、価格指標としての価値はほとんど又は全く無いと考えられる。

したがって、入札については加工原料乳の一部についての試行を念頭において、入札導入の必要性、その具体的な手法等について関係者間で合意を得べく引き続き「生乳需給・価格情報協議会（仮称）」（後出）において検討することとする。

IV 生乳の相対取引に当たっての基本的なルール

Ⅲのとおり、我が国における生乳取引の実態等を踏まえれば、その改善方向としては、相対取引を基本としつつ、可能な限り透明性についての見直しを行い、早急に実施していくことが現実的であり、また、広範な関係者の賛同の下に改善効果も期待できるものと考えられる。

このような観点から、生乳の相対取引に当たっては、次のような基本的なルールについて、あらかじめ取引当事者間で合意しておくことが必要である。

1 取引交渉の時期

現在、生乳の取引交渉については、生乳取引契約に基づき、契約の有効期間満了の2か月前（1月末）までに次年度の契約更新の意思表示を行い、交渉を開始している。

新制度下においては、国による補給金単価の決定時期を前年度秋に変更する方向で検討されていることを踏まえ、次の事項に従って取引交渉を実施する。

① 指定団体及び全国連と乳業者は、12月から交渉を開始し、遅くとも3月末までに取引契約の文書による更新を完了する。

なお、交渉に当たっては、新年度における酪農・乳業関連施策を考慮する。

② 仮に、3月末日までに新年度の取引契約が成立しない場合には、取引当事者の申出により、中立委員3名に調停案の作成を依頼することができるものとする。

2 取引契約の存続期間

現在、生乳取引契約の存続期間は1年間となっている。

新制度下においては、年間の加工原料乳取引価格とされている基準取引価格が廃しされることに伴い、取引契約の存続期間については、次により対応する。

① 生乳取引契約の存続期間は、生乳の季節別需給動向を反映した価格形成を推進する観点から、半年又は四半期ごととすることについて検討が必要である。しかし、生乳価格の迅速な決定が可能となるまで、当分の間、存続期間は現行の1年とする。

② なお、生乳の需要に応じた季節別乳価の設定については、具体的な価格決定の方法、価格差の幅、期間等に関し、更に検討する。

3 用途別生乳取引の推進

① 用途別については、酪農・乳業関連施策の方向性を踏まえ、飲用向け、はっ酵乳等向け、生クリーム等向け、加工向け、チーズ向け（ソフト、ハード）等のうち、いずれの用途で取引を行うか当事者間で決定し、用途別処理の実績と一致した用途別取引を実現する。

② 従来のいわゆる飲用向けのうち、飲用、飲用その他等の複数の用途設定は廃止し、飲用向けとして一本化する。

4 取引価格の決定方法

- ① 取引当事者は、「生乳需給・価格情報協議会（仮称）」が収集・公表する生乳及び牛乳・乳製品の需給・価格動向等を参考に、生乳の用途別に取引価格を決定する。
- ② 加工原料乳の価格形成については、乳脂肪分と無脂乳固形分の価値比率を見直すとともに、現行の基準乳価プラス加算額方式についても、北海道、米国等の単価方式の採用を含め、そのあり方を検討する。

5 取引数量の決定方法

指定団体及び全国連と乳業者は、乳業者ごとの前年度の配乳量・シェア、乳業工場ごとの用途別生乳需要、稼働率等を勘案してあらかじめ指定団体が作成した用途別販売計画に基づき、取引数量を決定する。

なお、需給動向の変化等やむを得ない事情による場合には、生産者団体及び乳業者が協議し、合意した上で、取引数量の変更を行うものとする。

6 生乳取引に係る付帯経費

- ① 生乳取引においては、生乳の集送乳経費、生乳の検査に要する経費、余乳の処理経費等が最小限になるよう取引当事者間で調整する。
- ② ①の実現のため、生産者団体及び乳業者間で協議し、集送乳の錯綜の解消、生乳検査の合理化、余乳処理施設の共同での設置・運営等を推進する。

V 「生乳需給・価格情報協議会（仮称）」の設置及び業務内容

1 業務内容及び位置づけ

IVの基本的なルールに沿って生乳取引を推進するため、生産者団体及び乳業者団体は共同して、両団体の代表者、学識経験者等で構成する「生乳需給・価格情報協議会（仮称）」（以下「協議会」という。）を創設する。

協議会は、

- ① 新たな生乳取引の基本的なルールにおいて残された課題の検討
- ② 生乳及び牛乳・乳製品の需給・価格動向の情報発信
- ③ 生産者・乳業者による的確な全国の生乳需給計画等の策定及び余乳処理体制の整備についての検討
- ④ 生乳取引についての国民全体への情報発信等の業務を行う。

2 運営体制並びに国及び農畜産業振興事業団の支援

協議会に生乳及び牛乳・乳製品の需給・価格に関する情報の検討等を行う委員会等を置くとともに、運営事務局を常設する。

また、国及び農畜産業振興事業団は、協議会の円滑な運営を図るため、生乳及び牛乳・乳製品の取引に係る公正かつ客観的なデータの調査・公表を行うとともに、協議会において必要な助言等を行う。

3 需給・価格動向の情報発信

- (1) 協議会は、単に生産者、乳業者及び関係団体に対する情報の公開にとどまらず、牛乳・乳製品の販売業者、消費者をはじめとする国民全体への情報発信を行い、今後とも更に国際化が進む中で、我が国の酪農・乳業界への一層の理解を求める役割を担う必要がある。
- (2) このような観点から、生乳の需給・価格動向に関する情報等と併せ、概ね四半期ごとに牛乳・乳製品についての需給・価格動向に関する情報を公表する。

4 平成13年度の加工原料乳取引

加工原料乳については、平成13年度から基準取引価格が廃止されることから、Iの「基本的考え方」で考慮すべき視点の一つとされている加工原料乳の取引についての基本的なルールを早急に具体化し、平成13年度の取引から実行に移す必要がある。

VI 的確な需給計画等

1 生産者・乳業者による的確な生乳需給計画等の策定

公正・適正かつ迅速な相対取引を実現するためには、生乳の価格及び数量に関する情報がセットで提供され、活用されることが不可欠である。したがって、生産者団体及び乳業者団体が牛乳・乳製品及び生乳の需要予測並びに生乳供給計画数量の策定作業を共同で行い、取引交渉に当たって一定程度の変動を前提に生乳需給について共通認識を持つことが必要である。

(1) 生乳需要予測、生乳供給計画等の設定

① 牛乳・乳製品の品目別需要予測

ア 協議会は、民間調査機関等を活用しつつ、牛乳・乳製品の品目別に需要予測数量を設定・公表する。

イ 併せて、乳製品の需給動向、調整保管、輸入乳製品の放出等に関する意見交換、提言等を行う。

② 生乳全体の需要予測

協議会は、乳業者ごとの年間の用途別生乳取引希望数量の調査を行い、この積み上げ数量と①の品目別需要予測数量を勘案し、生乳全体の需要予測数量を設定・公表する。

③ 全国の生乳供給計画数量の設定（用途別）

生産者団体は、需要に見合った生乳供給を行うため、②の生乳全体の需要予測数量を基本に、生乳生産の動向、指定団体ごとの生乳受託販売見込み数量、乳製品の在庫水準等を踏まえて、全国の生乳供給計画数量を用途別に設定・公表するとともに、協議会に報告する。

(2) 指定団体別生乳出荷計画等の設定

① 指定団体別生乳出荷計画数量の設定

生産者団体内に設置する「生乳需給調整対策委員会（仮称）」において、(1)の③の全国の生乳供給計画数量（用途別）を基に、指定

団体別に出荷計画総量を設定する。この指定団体別の出荷計画総量の設定に当たっては、酪農家ごとの生産量の積上げ数量及び指定団体ごとの生乳受託販売見込み数量を勘案するものとし、より酪農家の生産実態及び指定団体の生乳販売実態を踏まえ、指定団体の自主性を尊重した手法に転換する。

② 指定団体別用途別出荷計画数量の設定

①と併せ、「飲用向け」、「はっ酵乳等向け」、「生クリーム等向け」、「チーズ向け」、「加工向け」等の用途別出荷計画数量について、あらかじめ指定団体が調査した乳業者別の取引計画数量の積上げを基に、用途別の生乳供給計画数量と調整の上、設定する。

③ 加工販売計画数量の設定と国への届出

指定団体は②で設定された用途別出荷計画数量に基づき、加工原料乳生産者補給金の交付に係る加工販売計画を国に届け出ることとする。

④ 広域生乳需給調整計画の設定

一連の調整過程で生じる指定団体ごとの販売不可能乳又は不足生乳等については、全国連に再委託することとし、全国連は指定団体及び乳業者と調整の上、あらかじめ月別に広域需給調整計画を作成し、これを指定団体等に公表する。

2 全国レベルでの広域需給調整の実施

- (1) 全国連は、広域需給調整計画を基本に、余乳の発生動向も踏まえ、指定団体及び乳業者と調整しつつ、計画的かつ的確な広域需給調整を実施する。
- (2) 指定団体、全国連及び乳業者は、相互に調整・協力の上、需給調整施設（余乳処理施設）の計画的な再編・整備を実施する。
- (3) なお、このような全国レベルでの生乳の広域需給調整を的確に実施するためには、全国における日々の配乳状況について同日のうちに速やかに把握できる体制の確立及びシステムの整備が必要であり、これについて協議会で検討する。

VII 生乳取引についての情報の公開等

1 国等による調査・公表

国及び農畜産業振興事業団は、取引当事者双方で生乳取引の参考とするとともに、国民全体が共有し得る公正かつ客観的なデータの調査・公表を実施する（具体的には、牛乳・乳製品の品目ごと（可能な限り指定団体の地域又は都道府県の区域ごと）の取引価格・数量、牛乳・乳製品の製造販売経費、乳製品の在庫水準、生乳の生産費、生乳の用途別取引価格・数量等）。

2 都道府県による生乳の取引データ（用途別価格・数量）の調査

- (1) 都道府県は、指定団体における用途別取引の公正性・適正性を確保す

るため、乳業者の協力の下に、生乳の用途別取引価格・数量の確認を行う。

- (2) (1) の確認は、現行の加工原料乳の数量認定のための指定団体及び乳業者からの報告徴収等の際に併せて実施する。その際、乳業者は、指定団体等の用途別取引数量と実際の用途別処理数量を報告する。

3 協議会によるデータの分析及び需給・価格に関する情報の公表

協議会は、指定団体、全国連及び乳業者による生乳取引の参考に資するため、生乳及び牛乳・乳製品の需給・価格に関する情報の収集・公表を行うとともに、牛乳・乳製品の販売業者、消費者をはじめとする国民全体への情報発信を行う。

4 指定団体による会員（生産者）への情報の開示

指定団体は、生産者からその生産する生乳について原則として全量無条件で販売委託を受けていることにかんがみ、乳業者との間で決定された用途別の取引価格・数量等の取引契約の概要について、速やかに生産者に公表する。これについては、指定団体の責務として指定基準に追加し、平成13年度から実施する。